

居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人の 指定申請に当たっての意見書の交付について

【協議事項】

1 居宅サービス等を提供している法人が指定市町村事務受託法人の指定を京都府から受けたるに当たっては、申請書に本市の意見書のほか、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付しなければならないこととされている。

この度、居宅サービス等を提供している法人である社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下、「サービス協会」という。）が、既に指定を受けている事業所から分離（事業所の担当区域を分割）して設置する次の事業所について、新たに指定市町村事務受託法人の指定申請を行うに当たり、有識者の意見として、本市の意見書（別紙1）に京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（以下、「推進協」という。）の会長名の意見書（別紙2）を添付する。

醍醐事務所	伏見区醍醐大構町16番地 内海ビル1階101号、4階405号
-------	--------------------------------

※ 醍醐事務所は、既に指定を受けている柳辻事務所から分離して設置される事務所です。

2 サービス協会における指定市町村事務受託法人の指定申請に係る有識者の意見書について、上記1と同様の案件（既に指定を受けている事業所から分離して設置された事業所に係る新たな指定市町村事務受託法人の指定申請）については、上記1の意見書（別紙2）に準じた意見書を添付する。

【説明】

- 1 ○ 平成18年4月の介護保険法の改正により、新規要介護（要支援）認定については、市町村、又は都道府県知事の指定を受けた指定市町村事務受託法人が認定調査を実施することとなった。
 - 指定市町村事務受託法人は、原則として居宅サービス等を提供していない法人とされているが、都道府県知事が特別な事情があると認めた場合は、居宅サービス等を提供している法人を指定することができる。
 - 本市では、居宅サービス等を提供していない法人である一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、社団法人京都私立病院協会及び社団法人京都府介護支援専門員会に指定市町村事務受託法人の指定を受けていただき、認定調査を委託している。
 - さらに、1月当たり約1,200～1,500件ある新規要介護（要支援）認定調査に対応できる体制を確保するために、居宅サービス等を提供している法人であるサービス協会の次の事業所に指定市町村事務受託法人の指定を受けていただき、認定調査を委託している。

事業所の名称	所在地
京都福祉サービス協会北事務所	北区紫野上御所田町9番地1
京都福祉サービス協会小川事務所	上京区小川通今出川下る西入東今町375番地
京都福祉サービス協会高野事務所	左京区高野西開町5番地 京都市左京合同福祉センター3階
京都福祉サービス協会本能事務所	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地
京都福祉サービス協会柳辻事務所	山科区柳辻中在家町9番地の3 エクセルコーポKTM1階
京都福祉サービス協会西七条事務所	下京区西七条八幡町29番地
京都福祉サービス協会塔南の園事務所	南区西九条菅田町4番地の2
京都福祉サービス協会太秦事務所	右京区常盤一ノ井町8番地の3 カリオン大町1階
京都福祉サービス協会伏見事務所	伏見区大宮町577番地の1 ルミエール丹波橋1階101A
京都福祉サービス協会紫野	北区紫野西野町15番地
京都福祉サービス協会本能	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地
京都福祉サービス協会修徳	下京区新町通松原下る富永町110番地の1
京都福祉サービス協会西七条	下京区西七条八幡町29番地
京都福祉サービス協会塔南の園	南区西九条菅田町4番地の2
京都福祉サービス協会西院	右京区西院上今田町18番地の3
京都福祉サービス協会久我の杜	伏見区久我東町202番地の6

○ これまで、サービス協会の各事業所が指定市町村事務受託法人の指定を受けた際には、有識者の意見書として、推進協において承認いただき、推進協会長名の意見書を添付した。

※ 平成22年11月に「サービス協会北事務所」が指定を受けた際は、「サービス協会北事務所」の開設時期が迫っており、また、新たな法人（事務所）の指定ではなく、既に指定を受けている同法人の高野事務所から分離して設置される事務所の指定であることから、推進協会長と事前相談のうえで意見書を交付し、推進協各委員には文書で事後報告を行った。

2 ○ 指定市町村事務受託法人の指定は事業所ごとに受けることとなっており、既に指定を受けているサービス協会が他の事業所の指定申請を行う場合、そのつど意見書の添付が必要になる。

○ しかしながら、協議事項1の案件のように、サービス協会における拠点整備の中で、既に指定市町村事務受託法人の指定を受けている事業所が、担当区域を再編し、複数の事業所に事務を分割するため、新たに事務所を設置するといったケースがあり、また今後も予定されている。

○ 当該ケースについては、協議事項1と協議の内容が重複するため、今後、同様のケースについては、推進協会長の承認をいただいたうえで協議事項1の意見書（別紙2）に準じた意見書を添付することにより、事務の迅速化を図る。
なお、推進協各委員には、事後にお知らせを行う。

【参考資料1】 社会福祉法人京都福祉サービス協会への委託について

1 居宅サービス等を提供している法人のうち社会福祉法人京都福祉サービス協会に委託する理由

- (1) 本市の100%出資団体であるとともに、本市からの人的派遣も行っており、公共的役割を担って本市の福祉行政を推進してきた法人であること。
- (2) 全市域を網羅できる事業所及び多数の介護支援専門員を有する事業者であることから、安定した新規認定調査体制を構築することができること。

【参考資料2】

居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人における 公正中立な認定調査の実施を確保する方策の実施状況について

京都府から指定市町村事務受託法人の指定を受けるに当たり、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（以下、「推進協」という。）から提出された意見書における公正中立な認定調査の実施を確保するための方策の取組状況は以下のとおりです。

1 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人

社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下、「サービス協会」という。）の下表に掲げる事業所

事業所の名称	所在地
京都福祉サービス協会北事務所	北区紫野上御所田町9番地1
京都福祉サービス協会小川事務所	上京区小川通今出川下る西入東今町375番地
京都福祉サービス協会高野事務所	左京区高野西開町5番地 京都市左京合同福祉センター3階
京都福祉サービス協会本能事務所	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地
京都福祉サービス協会柳辻事務所	山科区柳辻中在家町9番地の3 エクセルコーポKTM1階
京都福祉サービス協会西七条事務所	下京区西七条八幡町29番地
京都福祉サービス協会塔南の園事務所	南区西九条菅田町4番地の2
京都福祉サービス協会太秦事務所	右京区常盤一ノ井町8番地の3 カリオン大町1階
京都福祉サービス協会伏見事務所	伏見区大宮町577番地の1 ルミエール丹波橋1階101A
京都福祉サービス協会紫野	北区紫野西野町15番地
京都福祉サービス協会本能	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地
京都福祉サービス協会修徳	下京区新町通松原下る富永町110番地の1
京都福祉サービス協会西七条	下京区西七条八幡町29番地
京都福祉サービス協会塔南の園	南区西九条菅田町4番地の2
京都福祉サービス協会西院	右京区西院上今田町18番地の3
京都福祉サービス協会久我の杜	伏見区久我東町202番地の6

2 指定市町村事務受託法人の指定に当たり推進協から求められた方策

- (1) 毎年度、サービス協会が指定市町村事務受託法人として認定調査を行った対象者たち、同法人が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表する。
- (2) サービス協会が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、同法人以外の指定市町村事務受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。

- (3) 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- (4) 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。

3 取組状況

○上記2(1)

毎年度、サービス協会から指定市町村事務受託法人として認定調査を行った対象者のうち、同法人が提供する居宅サービス等を利用した者の数を本市に報告させ、京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課のホームページにおいて下図のとおり公表している。

○上記2(2)

本市からの認定調査の依頼の時点において、サービス協会が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、同法人以外の指定市町村事務受託法人に依頼するか、若しくは、本市職員において実施している。

○上記2(3)・(4)

本市及びサービス協会との間で締結している認定調査業務の委託契約において、「営業活動の禁止」及び「個人情報の破棄」に関する項目を契約書に記載し、サービス協会に対し義務付けを行っている。

(京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課ホームページ)

京都市トップページ → 市の組織 → 保健福祉局 → 名隣の窓口 → 介護保険課 → サービスの利用 → 指定市町村事務受託法人としての社会福祉法人京都福祉サービス協会各事業所に係る居宅サービス等利用者数について

● 指定市町村事務受託法人としての社会福祉法人京都福祉サービス協会各事業所に係る居宅サービス等利用者数について

[2011年3月30日]

■ 指定市町村事務受託法人としての社会福祉法人京都福祉サービス協会各事業所に係る居宅サービス等利用者数について

介護保険法施行規則第34条の6第4項に基づき、指定市町村事務受託法人社会福祉法人京都福祉サービス協会各事業所における居宅サービス等利用者数を公表します。

介護保険法施行規則第34条の6

3 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は、年度ごとに、要介護認定調査事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る法第27条第2項に規定する調査を実施した被保険者(次項において「要介護認定調査対象者」という。)のうち、第38条第1項に規定する要介護認定有効期間において当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者(次項において「居宅サービス等利用者」という。)の数を報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表するものとする。

- 一 要介護認定調査対象者の数
- 二 居宅サービス等利用者の数

要介護認定調査対象者数及び居宅サービス等利用者数(平成21年度)

下)要介護認定調査対象者数及び居宅サービス等利用者数(平成21年度)

京都福祉サービス協会各事業所における、指定市町村事務受託法人としての要介護認定調

事業所名	要介護認定調査対象者数(人)	居宅サービス等利用者数(人)	割合
高野事務所	761	115	15.1%
小川事務所	263	5	1.9%
太秦事務所	262	33	12.6%
本能事務所	292	29	9.9%
西七条事務所	448	70	15.6%
塔南の園事務所	491	48	9.8%
柳辻事務所	469	41	8.7%
伏見事務所	216	29	13.4%
紫野	0	0	0.0%
本能	0	0	0.0%
修徳	0	0	0.0%
西七条	75	0	0.0%
塔南の園	8	0	0.0%
西院	56	0	0.0%
久我の杜	63	0	0.0%
合計	3404	370	10.9%

【参考資料3】

社会福祉法人京都福祉サービス協会

法人の概要

- 1 代表者
理事長 高橋修
- 2 所在地
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
- 3 電話番号
075-354-8745
- 4 ホームページアドレス
<http://kyoto-fukushi.org>
- 5 設立年月日
平成5年7月30日
- 6 基本財産
50,000千円（うち本市出えん額 50,000千円、出えん率 100%）
- 7 事業目的
多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
- 8 業務内容
 - (1) 第1種社会福祉事業
 - ア 軽費老人ホーム
 - イ 特別養護老人ホーム
 - (2) 第2種社会福祉事業
 - ア 老人居宅介護等事業
 - イ 障害福祉サービス事業
 - ウ 老人デイサービスセンター
 - エ 老人デイサービス事業
 - オ 老人短期入所事業
 - カ 小規模多機能型居宅介護事業
 - キ 老人介護支援センター
 - ク 児童厚生施設
 - ケ 放課後児童健全育成事業
 - コ 地域子育て支援拠点事業
 - サ 養育支援訪問事業
 - (3) 公益事業
 - ア 居宅介護支援事業
 - イ 難病患者等居宅生活支援事業
 - ウ 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業（地域包括支援センター、介護予防推進センター）
 - エ 介護保険適用外老人居宅介護等事業
 - オ ホームヘルパー養成研修事業
 - カ 要介護認定・要支援認定調査事業

保長介第 号
平成23年月 日

京都府知事様

京都市長 門川 大作
(保健福祉局長寿社会部介護保険課)

指定市町村事務受託法人の指定申請に係る意見書

社会福祉法人京都福祉サービス協会が下記の事業所について指定市町村事務受託法人（以下「受託法人」という。）の指定申請を行うに当たり、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第34条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を付します。

記

1 指定申請に係る法人及び事業所

- (1) 申請者名称 社会福祉法人京都福祉サービス協会（理事長 高橋 修）
- (2) 事業所名称 社会福祉法人京都福祉サービス協会 醍醐事務所
- (3) 事業所所在地 京都市伏見区醍醐大構町16番地 内海ビル1階101号、4階405号

2 居宅サービス等を提供している法人に要介護認定調査事務を委託する理由

- (1) 本市域においては、居宅サービス等を提供していない受託法人のみでは、本市における全ての新規認定調査を処理するために必要な数の介護支援専門員を確保することが極めて困難であること。
- (2) 指定居宅介護支援事業所を運営する法人であり、当該指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員を活用することができる。

3 居宅サービス等を提供している法人のうち1の申請者に委託する理由

- (1) 基本財産を本市が全額拠出して創設し、本市から職員を派遣している法人であり、本市が多くの事業を委託してきた実績があること。
- (2) 全市域を網羅できる事業所及び多数の介護支援専門員を有する法人であり、安定した実施体制を構築できること。なお、本事務所については、既に指定されている同一法人の柳辻事務所から分離して設置されるものである。

4 公正中立な認定調査の実施を確保するための方策

本市において、規則第34条の6第3項及び第4項に基づき、毎年度、1の申請者（以下「申請者」という。）が受託法人として認定調査を行った対象者のうち、申請者が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- (1) 申請者が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、申請者以外の受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。
- (2) 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- (3) 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。

平成23年 月 日

京都市長様

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会

会長 浜岡 政好

指定市町村事務受託法人の指定申請に係る意見について

京都市は居宅サービス等を提供する法人に要介護認定調査事務を委託する必要があり、今回の指定申請事務所（醍醐事務所）は既に指定されている社会福祉法人京都福祉サービス協会柳辻事務所から分離して設置されるものであり、当該事務を委託しようとする京都市の判断は妥当なものであると、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会として認識しております。

なお、京都市におかれましては、公正中立な認定調査の実施を確保するための方策として、次の方策を確実に実施されるよう求めます。

【公正中立な認定調査の実施を確保するための方策】

京都市において、介護保険法施行規則第34条の6第3項及び第4項に基づき、毎年度、社会福祉法人京都福祉サービス協会が指定市町村事務受託法人として認定調査を行った対象者のうち、同法人が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- (1) 社会福祉法人京都福祉サービス協会が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、同法人以外の指定市町村事務受託法人に依頼する、又は京都市職員が調査する。
- (2) 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- (3) 京都市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。

